

英米から見た日本の台湾支配

－ 戦間期領事報告を中心に －

梶 居 佳 広

はじめに

「短い二十世紀」の開幕を告げ、世界史における近代と現代の画期になった第一次世界大戦（以降、第一次大戦と略記）が、欧米帝国主義による植民地支配にも多大の影響を与えたことはいままでの事実である。即ち、大戦中に勃発したロシア革命並びにウィルソン大統領の「十四カ条」の影響も相俟って、被支配者側たる民族運動はこの時期世界的規模のものとなる。一方、支配者側たる植民地宗主国は、十九世紀末以来の古典的帝国主義に基づく植民地獲得・拡大の正統性の根拠を失い、また大戦前に植民地支配を確立した地域においても何らかの統治の見直しを迫られるに至った。そして結論を先回りしていえば、第一次大戦を機に発生した諸問題の解決に失敗することで新たな世界大戦を招き、その帰結の一つとして植民地支配は瓦解の道を辿ることとなる。

さて、二十世紀に入る直前に植民地宗主国の仲間入りをした「新参者」日本は、第一次大戦を契機とするこの世界的潮流にどう対処したのだろうか。この問いに対する「答え」= 研究は既に一定の蓄積があり、日本の場合も第一次大戦直後に 内実や評価は兎も角 植民地支配「改革」がなされ統治政策上の画期をなしたこと、また1930年代の中国侵略が深まると共に植民地も戦時体制に突入し、それは植民地崩壊を意味した第二次大戦敗戦まで続いたことが明らかになっている¹⁾。さりながら、日本の「対処」を他の帝国主義国のそれと比較しつつ検証する作業、更にいえば日本の植民地支配の世界

史的特質を探る作業についてはなお十分に進んでいないように思われる。

そこで本研究は戦前日本にとって最重要の外交相手であり、同時に植民地宗主国でもあったイギリス・アメリカ(以降、英米とも記す)の目から見た第一次大戦以降の日本の台湾支配について、主に台湾駐在領事報告を検討することで日本の植民地支配の比較史的検討の細やかな「一里塚」としたい。この点、本稿は筆者が以前に発表した「英米からみた日本の朝鮮支配」の姉妹編に当る²⁾。故に本研究の論点として、前の拙稿で触れた日本の植民地支配の持つ普遍性と特殊性の検討の他に、日本の「二大植民地」であった台湾と朝鮮との比較の視点も必要になるといえよう。

その についてであるが、台湾と朝鮮は共に長きにわたり日本の植民地支配を受けながらも、今日「親日の台湾、反日の朝鮮」という図式が「俗説」ながらも一般に普及している。そして「俗説」の背景として(1)植民地化前史、(2)植民地支配の期間やその政策、(3)戦後構想や解放後の歩み、それぞれの相違がしばしば挙げられている。本稿はこれら相違についての「真偽」を吟味することを目的としないが、日本の支配並びに支配に対する現地住民の対応が英米領事にどう映ったかを後付けることでこの問題にも考えていきたい。

なお については、既に前述の拙稿で触れているので、ここでは日本の植民地支配の原則とされる「同化」の問題について、以下の二点、即ち(1)「同化」については混乱を避けるため、差し当たり法制度と文化・イデオロギーとを区別しつつ検証する必要があること、また(2)日本の「同化」と欧米でいう「文明化」は必ずしも対立概念でないことを再確認するに止めておく³⁾。

最後に構成及び史料その他について。構成については、台湾の場合、後述のように総督が頻繁に交代するため、朝鮮のように総督を軸に検討することはできない。故に統治政策に着目した通説上の時期区分、即ち「文官総督・内地延長主義」期(1919~36年)と「後期武官総督・皇民化政策」期(1936年以降)に沿った構成とする。但し太平洋戦争勃発後については別に章を設

けることにしたい。

次に使用史料について。本稿は在台湾英米領事報告を中心に検討するが、イギリスの場合「年次報告書 (Annual Report)」が、「日本」に関しては1919年以降台湾への言及があり、「台湾」に関しては21年から40年までである。また政治報告も1920年頃から残されており主にこれらを用いる（なお1919年以前のイギリスの纏まった台湾報告は、管見の限り、1895年前後と通商報告、それに1906年開始の「日本に関する年次報告」の一部での簡単な言及しか確認できていない）。一方アメリカの場合『日本の国内情勢に関する國務省文書』の台湾報告を主に検討するが、朝鮮の場合と同様、イギリスのように纏まった年次報告が残されていない。故にイギリス報告を軸にアメリカ報告を随時加えるという方法で論を進めていく。なお本稿は 英米による日本の支配の「イメージ」の概観であり「イメージ」と政策「実態」との間には当然乖離が見られること、また 日本への支配の政治的領域に重点を置き、それ以外の側面（例えば工業化）は殆ど捨象している点、予め断っておきたい⁴⁾。

1. 台湾と英米両国の関係概略 日本支配期を中心に

本論に入る前に、日本支配期の台湾に英米がどの程度の関係をもっていたかを概観し、また台湾駐在の英米領事についても紹介したい（但し、第一次大戦以前は非常に簡略化していることを断っておく）。

「台湾はアメリカにとって縁遠い存在であり、アメリカもまた台湾で重要な役割を果たしたことは殆どない」と1942年台湾史に関する報告でアメリカ國務省ラングドンは述べているが⁵⁾、事実英米両国とも台湾に対し特別な領土的関心をもつことは朝鮮以上になかったといえる。勿論、台湾は19世紀後半以降、その地理的位置から欧米列強の興味を引く存在であったことは事実であり、ラングドンも指摘するようにアメリカは日本を「開国」させたペリー提督による台湾調査以来、中国進出やフィリピン獲得時の戦略的拠点として

台湾に注目していた。一方、イギリスもまた十九世紀半ばの中国「進出」以来、台湾に関心を寄せてはいた（アヘン戦争では台湾沖に姿を現した上、台湾北中部占領を試み失敗している）。そのためもあって、アロー戦争の結果、台湾は1860年より安平、淡水、打狗、鷓籠の四港が順次「開港」され、以降欧米の商人や宣教師が台湾に「進出」することになる。

ここで、英米系の宣教師・商人の台湾における「足跡」を整理しておこう。

宣教師については、イギリスのプロテスタントが中心であり、1865年スコットランド長老派教会が台湾南部、1872年カナダ長老派教会が台湾北部でそれぞれ布教を開始した。宣教師は同時に医療・教育事業に従事し学校や病院も幾つか設置している。その結果、台湾におけるキリスト教信者数は1895年の約1万人から1935年約4.8万人へとかなりの増加を果たす。この数は人口を考慮に入れても朝鮮（信者約30～50万人）よりは少なく、キリスト教が民族主義の宗教或いは抗日運動の拠点になりえた朝鮮とは些か様相を異にしている。とはいえ、台湾においてもキリスト教が一定の影響力をもち得たこと自体は間違いないといえるだろう⁶⁾。

商人の動向を中心とした経済的利益については、イギリス1937年年次報告付録「台湾におけるイギリスの利害⁷⁾」に拠りつつ概観していきたい。報告によると、台湾における英米の経済的利益は、英米人経営商店の事業と財産、船舶の台湾立寄りや台湾海峡航行権に関するものであり、特に通商上の利害としては、台湾から茶や鉱山資源を得、台湾に石油を売ることにあったとしている。このうち茶は、台湾特産として世界的に有名な樟脳や砂糖が日本の支配確立以降は台湾総督府の専売乃至事実上の保護下に置かれたこともあり、英米にとって台湾交易における最大商品となった（ジャーディン・マセソン商会に代表される英米系商社が、1937年段階でもウーロン茶の90%、紅茶の25%を取り扱っている）。鉱山はイギリス人エルフィンストーンが石炭・硫黄の産出経営に参与し、石油についてはライジング・サン社が淡水に施設、台北に商店を構えていた。

さりながら、台湾における海外向け貿易の占める割合は、日本の植民地支配が強化され、また第一次大戦以降の日本の資本主義発展や30年代後半満州或いは中国関内を含めた「円ブロック」形成により年々確実に小さなものとなる（1900年では台湾貿易高の30～40%を占めるに過ぎなかった日本が、1937年には「円ブロック」も含めて90%を占めるに至っている）。結局これら英米商人は、日本と本国の外交関係悪化のため、本国政府勧告に従う形で台湾から撤収することになる（1940年）。なお領事報告で指摘される外国船舶の台湾立寄り並びに台湾海峡航行権については、30年代半ばになって日本当局との摩擦・事件を惹起することになるが、それについては後で触れる。

次に台湾駐在の外国領事館並びに領事の特徴についてみてみよう。日本支配期台湾に領事館を設置したのは、英米の他、オランダ、フランス、ドイツ、イタリア、中国（中華民国）であるが、第一次大戦以降は事実上英米中三国となる（フランス、ドイツは第一次大戦前・大戦中に撤収、中国は日中戦争勃発で38年閉鎖。一方イタリアは32年6月領事館を開設し台北帝大講師アランデル・デルレーが領事を兼任、またオランダはライジング・サン社員であるイギリス商人が名誉領事として「駐在」）。このうちイギリス領事館は「開港」直後の1861年淡水と台南に設置したが、1911年迄に台南は閉鎖、以降淡水のみとなる。一方アメリカ領事館は1898年新聞記者ダビッドソンを初代領事として台北に設置した（それ以前は廈門領事館が台湾を管轄）。

第一次大戦以降の主な英米領事は、表1・2の通りであるが、特徴として以下の点が挙げられる。まず、（1）特に（1895年以降の）イギリスの場合、日本の領事経験者乃至日本語研修を受けた外交官が台湾領事に任命され、中国の領事経験者は殆どいない。（2）ソウル総領事館として総領事、副領事ら数名が駐在する朝鮮と比べ台湾は副領事級の領事一名のみの駐在であり地位は低い。さらに、（3）特にアメリカの場合、極めて頻繁に領事が交代する（イギリスの場合、年次報告作成に関しては領事交代の影響は小さい）。故に彼ら領事の大半は「知日派」であるが、「台湾通」或いは特に台湾に関心を寄

表1 主な台湾駐在イギリス領事(1919年以降)

領事名(前任地)	在職期間・その他
P. D. Butler	(~ 1920. 11一時帰国)
G. H. Phipps (横浜領事)	1920. 11/27 ~ 25. 5 ソウル総領事 (1935 ~ 41)
E. H. de Bunsen [代理]	1925. 5 ~ 26. 2
P. D. Butler [代理]	1926. 2/11 (19) ~ 28. 4
G. P. Paton	1928. 4/11 ~ 29. 12/19
* R. L. Cowley	1928. 6/30 ~ 29. 4/16 一時帰国したPatonの代理
A. R. Ovens	1929. 12/19 ~ 1935. 2/4 35年神戸首席領事
* H. A. Graves (神戸領事)	1932. 2/18 ~ 11. 1 一時休暇をとったOvensの代理
C. H. Archer	1935. 2/4 ~ 1941. 2/4 1941年奉天領事
* D. F. MacDermot	1937. 11/20から1年間代理
* W. W. McVittie (横浜領事)	1939. 11/9から約1カ月代理
D. W. Kermod	1941. 2/4 ~
* McVittie	1941. 8/8 領事代理に

なおCowleyはソウル総領事代理になっている(1934年)

表2 主な台湾駐在アメリカ領事(1919年以降)

領事名(前任地)	在職期間・その他
H. B. Hitchcock (第六等領事)	1919. 9/8 ~ 22. 9/21 1922年長崎
* E. H. Dooman (神戸領事)	1920. 10/11 ~ 21. 3 Hitchcockの代理
H. T. Goodier (横浜領事)	1922. 9/21 ~ 25. 1/31
C. L. DeVault	1925. 1/31 ~ 28. 3/6?
W. F. Nason (大連副領事)	1926. 5/3
A. R. Preston, Jr	1928. 3/6
W. F. Nason	1928. 3/28
C. S. Reed	1929. 8/31 ~ 31. 10
* W. Young (横浜領事)	1930. 10/31 Reedの代理
H. G. Hill (神戸領事)	1931. 9/13より1カ月間、Reedの代理
J. B. Ketcham (在スラバヤ)	1931. 10/21 ~
* E. J. Dorsz (神戸副領事)	1933. 4/7よりKetchamの代理
W. P. McConaughy (神戸副領事)	1934. 8/28よりKetchamの代理
E. S. Maney	1935. 1/7 ~ 36. 12/29 1936年長崎
A. T. Rowe (東京副領事)	1936. 12/29 ~ 37. 12/14
G. Warner (大使館補)	1937. 12/14 ~ 41. 2/19
* W. E. Yuni (神戸副領事)	1938. 4/19から2カ月間、Warnerの代理
J. K. Emmerson (大阪副領事)	1939. 5/24から半年間 [臨時領事]
G. W. Bruner (神戸副領事)	1941. 3/24 ~

せることはなく淡々と職責を全うする傾向が強かったといえるが、比較的
自由な立場で報告作成をすることができた 領事個人の関心の持ちようや力
量に左右されるが ともいえる。その辺の事情について、1939年台湾駐在
アメリカ領事を勤めたエマーソンは次のように回想している。

「台北駐在の副領事を命じられることは、戦前の日本語研修外交官が何れは受けな
ければならない苦行と考えられていた。台北は苦勞の多い任地で退職の際の勤続
年数計算の上ではここでの勤務は実際に勤務した期間の五割増で計算された。(中
略)伝道病院の米国人医師は、私に台北では人間のエネルギーの3分の1は減る。
必要な酸素を吸入するためうんと努力しなくては行けないと警告した⁸⁾」。

なお領事は自国民保護が当然主な職務であるが、同時に台湾情勢について
情報収集を行い本国に報告していた。その際「情報源」となったのは台湾、
或いは日本発行雑誌・新聞、台湾総督府刊行物、それに自国民や日本の役人
らとの接触であった。ただ、朝鮮と違い宣教師が少なかったため自国民から
の情報提供は乏しく日本側の情報に依存する傾向がより強かったといえる。

2. 文官総督期・「内地延長主義」(1919~36年)の報告

「はじめに」で触れたように、日本の植民地支配は第一次大戦直後の1919
年に一つの転機を迎えた。即ち、前年成立した原敬内閣 周知のように日
本初の本格的政党内閣 の下、植民地官制改革が実施(8月)され、総督
武官専任制を撤廃することで文官総督の道が開かれた。そして台湾では10月
に病没した明石総督の後任として田健治郎が文官最初の総督に就任し、以降
36年まで文官総督の時代が続くことになる(なお朝鮮では文官総督は実現し
なかった)。この官制改革に続き、20年代前半にかけ地方行政、教育、法制と
いった分野において「改革」が遂行されることとなる。

このような「改革」の背景として、第一次大戦以降の内外の新潮流の他、植民地問題に関し独自の持論、即ち「内地延長主義」に基づく植民地への憲法施行、植民地における一般行政と軍事の分離、本国行政機関の監督強化を唱えた原首相の政治指導⁹⁾や1919年朝鮮で発生した大規模抗日運動＝三・一運動の影響等が挙げられるが、後者については英米も無関係ではなかった。というのも、英米(領事及び本国政府)は、朝鮮情勢に相当の関心を示し、1919年6月から7月にかけて日本政府に対して朝鮮支配の何らかの「手直し」を要請するに至っているからである¹⁰⁾。故に日本の植民地統治改革は英米の「要請」への「返答」の側面もあったといえることができる。

ところで第一次大戦後の台湾では、朝鮮のような抗日運動は起こらなかった。これは周知のように、台湾は日本の支配開始以降、長期間抗日武力闘争が行われたが、第一次大戦後の時点では日本の弾圧でほぼ壊滅状態となり、最早「三・一運動」型の運動を起こす力など残っていなかったからである。さりながら、このことは台湾人の運動が完全に消滅したことを意味するものではない。後述のように、第一次大戦以降も例えば台湾議会設置運動や労働争議にみられるように、台湾人の運動はいわば「差別待遇の改善要求」に形を変えることで継続したのであった。

本章では以上の背景を念頭に置きつつ、文官総督期の台湾支配に関する領事報告を概観するが、イギリスについては、エリオット駐日大使が「観光」のため台湾を訪問(1921年)し報告も残しているので、「台湾に関する年次報告」(1921～35年)と併せ検討する(なお21年報告はエリオットの見解を多く含んでいると考えてよい)。なおこの時期の台湾に関する年次報告は概ね、A 政治、B 通信と公共事業、C 財政、D 通商という四部構成であり、大項目「政治」は、総督府、台湾軍、皇族訪問、政治・社会運動、教育、未開部族等といった項目からなっていた。ここでは「政治」を検討するが、17年という長期にわたるため、便宜上霧社事件発生後の1930年を一応の境に前半・後半と分けて検討していくことにする。

[1] 前半

「諸改革」とその後の統治

1919年官制改革により文官総督の道が開かれ、田健治郎が初の文官総督に就任したが、その後日本当局（本国政府・台湾総督府）は次のような「改革」を行っている。即ち（１）地方制度改革（1920年）、（２）日本本国法令を台湾に延長適用することを原則とした「法律第3号」制定（21年）、（３）台湾教育令（22年）、（４）親族相続関係を除く本国民法・商法・民事訴訟法の台湾延長適用（23年）であり、英米領事はまずこれら「改革」に高い関心を示している。以下、イギリス、アメリカの順に「改革」に関する報告を見てみよう。

イギリスは、官制改革について当初は明石総督が留任したためバトラーは「殆ど変化なし¹¹⁾」としたが、田が就任するや「文官総督就任について台湾は軍を除き歓迎している」と19年日本報告で言及しており¹²⁾、（１）については「自治」が導入されたが、この改革により警察の権限が削減されその限りでは重要だが、評議会その他の諮問機関に実権はない（エリオット）」と冷やかな見解を示している¹³⁾。イギリスがより高く評価したのは（２）～（４）であった。曰く「（本国法令の台湾適用について）今回の方策は「文明化」への道程の新たな一歩であり、また母国への「同化」という目標に向けてのさらなる前進であるということで歓迎されるだろう（22年年次報告¹⁴⁾」。「田総督の改革で最も重要なのは恐らく教育での日本人台湾人の差別解消の改革である（23年年次報告¹⁵⁾」。

一方アメリカはイギリス以上に肯定的評価を与えている。（１）についてヒッチコックは「この改革は現在日本本国で行われている進歩的動向の一端をなすが、相対的に本国より一歩進んだもの¹⁶⁾」とし、（２）（４）は「台湾はこれから二世代の間に「日本化」され、「植民地」でなく「日本になくはならない部分」と考えられる（ドウーマン、グッディアー報告¹⁷⁾」効果を持つとしている。（３）ではドウーマンが「台湾教育の進歩」との報告を纏め、教育における制度上の差別解消の試みを日本の台湾領有以降の教育条件改善と併せ

高く評価している。但し、教育 というより文化的に台湾人が日本に「同化」することについては、ヨーロッパ諸国の失敗に触れつつその実現を疑問視しており、台湾人は朝鮮やポーランドほど強固な民族性を有してないが、日本も台湾の文化・慣習は尊重すべきであり、「同化」という目標を達成するには物質的利益供与も併せ漸進的に進めることが必要としている¹⁸⁾。

これら英米の報告に共通していえるのは、「改革」で導入された文官総督への高い評価であり、また本国法令の台湾延長適用に代表される法制度面での「同化」への肯定的見解であった。この時期の報告で用いられる「同化」は「文明化」とほぼ同義であり、支配・被支配者間の制度的差別除去、台湾人を本国日本と同等に扱おうとする画期的試みと解されていた。また文化・風習の同一化としての「同化」もこの時期の「同化」に含まれるが、基本は法制度の同一化を先行させるものと英米領事は解していた。この点、朝鮮でもこの時期「文化政治」と称される「改革」が進められ、ソウル領事の評価も好意的であるが、領事報告に「同化」「文明化」という表現は殆どなく、「リベラル」な改革だが朝鮮人を「懐柔」する施策に止まるものと見做している。また22年、23年年次報告を作成し「改革」を「文明化」への道程としたフィップスはその後ソウル総領事となり、そこで彼は朝鮮総督府の進める「皇民化政策」に対し日本語や神社参拝強制等、朝鮮人の心情を全く理解しない「独善的」「軍国主義・国家主義的」支配であり、従来「自由主義的要素の消滅」を齎したと厳しい批判を浴びせることになる¹⁹⁾。

さて「改革」が一段落した24年以降になると、総督府の支配に関する報告はアメリカは総督交代及び行政再編に関する記事がそれぞれ数本程度となり、イギリスも年次報告での重要度が低くなる。即ち、24年以降の年次報告は、27年の台湾銀行問題を除き「本年は統治上特に重要な出来事はない」とその年を総括し、支配者側の動向は人事、台湾人諸運動への対応や教育問題、皇族訪問に関する簡単な事実紹介が中心となるのであった。

ただ、その中でも注目すべき記事を二つばかりあげておく。まず台湾総督

交代について。周知のように、台湾総督の地位は日本本国が政党内閣期に入ると政党の「利権ポスト」と化し、時の政権に左右される存在となる²⁰⁾。原首相暗殺後、名実兼ね備えた政党内閣はしばし途絶するが、24年加藤内閣が成立し政党内閣が「常態」となると愈総督は本国の動向で頻繁に交代するようになる(表3)。このような状況に対し、イギリスは当初「日本本国の政権交代が台湾にも波及したのが目についた出来事(24年年次報告)²¹⁾」と総督交代を重視したが、余りに頻繁に交代がなされたため、その後「総督交代は重要な出来事とは思われなくなった(28、29年年次報告)²²⁾」。そして時期は前後するが、26年バトラー報告で総督の頻繁な交代は日本の政党内閣の弊害とも指摘するようになったのである²³⁾。本国の意向に専ら左右されるのが台湾支配の欠陥とするイギリス領事の見解は30年代ではさらに明確なものとなる。なおアメリカ報告は各総督の人物紹介に止まっている。

次に教育について。教育改革は諸「改革」の一つであり、英米は「改革」については前述のように高い評価であったが、その後のイギリス報告では教育の機会を拡充する総督府の努力は認めつつも、台湾人就業率の低迷と依然として残る日本人と台湾人の教育上の差別、そしてこれら問題に対する台湾人の根強い不満を毎年のように指摘し、貧困な教育状況打破や差別待遇抗議のため学校紛争が発生したことも紹介している(22、27年年次報告²⁴⁾)。朝鮮と同様、「教育」問題は台湾人が日本の支配で最も不満と考える問題として以降総督府を悩ませることになる。

台湾人の対応

一方、台湾人側の対応としては、台湾議会設置運動に代表される政治運動や社会運動(労働・小作争議)等が領事報告でも紹介されている。

台湾議会設置運動(並びにその「周辺」の運動)の経過については、多くの先行研究²⁵⁾がありここで詳説する必要もないが、イギリス年次報告はこれら諸運動の経過を毎年紹介している²⁶⁾。即ち1921年から文化協会を中心に毎年

表3 文官総督期の台湾総督・本国内閣

台湾総督	本国内閣	備 考
田健治郎 1919. 10/29	原敬(政友会) 1918. 9/29	原首相暗殺による
	高橋是清(政友会) 1921. 11/13	
内田嘉吉(政友会系) 1923. 9/6	加藤友三郎 1922. 6/12	加藤首相病死による 田: 山本内閣閣僚に
	山本権兵衛 1923. 9/2	
	清浦圭吾 1924. 1/7	
	加藤高明(護憲三派 1924. 6/11 憲政会)	
伊沢多喜男(憲政会) 1924. 9/1	若槻礼次郎(憲政会) 1926. 1/30.	加藤首相病死による
上山満之進(憲政会) 1926. 7/16		伊沢: 東京市長就任
	田中義一(政友会) 1927. 4/20	若槻: 台湾銀行問題で辞任 上山: 台湾銀行問題收拾のため しばらく留任
川村竹治(政友会) 1928. 6/16		
石塚英蔵(民政党) 1929. 7/30	浜口雄幸(民政党) 1929. 7/2	石塚: 霧社事件で引責辞任
太田政弘(民政党) 1931. 1/16		
	若槻礼次郎(民政党) 1931. 4/14	浜口: 容体悪化で辞任 満州事変勃発(1931. 9/18)
	犬養毅(政友会) 1931. 12/13	
南弘(政友会) 1932. 3/2		
中川健蔵(民政党) 1932. 5/27	斎藤実 1932. 5/26	犬養首相暗殺(五・一五事件) 南: 斎藤内閣閣僚に
	岡田啓介 1934. 7/8	
	広田弘毅 1936. 3/9	岡田: 二・二六事件で辞任
中川総督辞任(36. 9)		

帝国議会に台湾議会設置を求めたこと、この運動は当初知識人、富裕層に限られたがその後支持に広がりを見せたこと、一方帝国議会は（議会内に台湾支援派はいるが）一貫して請願に否定的であったこと、総督府は運動に対し度々抑圧策をとるが治警事件（1924年）のように逆効果となる場合もあったこと　なおアメリカ報告は24年前後に集中している²⁷⁾　、運動が行き詰まりを見せた27年に文化協会は「過激論者」に乗っ取られる形で分裂、穏健派は台湾民衆党を結成し台湾議会より地方参政権を優先するようになる。一方過激派は社会問題にも関わるようになる　故にイギリス年次報告は1927、28年が、労働・小作争議の頻発等、最も示威運動が高まった時期としている　が、警察の行動が巧妙なため「社会不安」は殆ど見られないことが指摘されている。

ではこれらの運動に対し英米領事はどのような見解を示していたのか。台湾議会については、イギリスのティリー大使（並びにデ・ブンセン）のように「台湾人は日本帝国の中で中国人の資格を与えて扱う方がよい（25年日本報告）²⁸⁾」と台湾人自治に賛成する者、逆にアメリカのカーフェリーのように「台湾自治は今の所非現実的であり日本の植民地として本国への「同化」を進めた方がよい（24年）²⁹⁾」とする者もいたが、概して領事は自らの見解を示していない。ただ「この（台湾議会設置）請願から台湾人のナショナルな自覚が生じたと見るのは誤り。彼らの不満は政治より教育にある（21年日本報告）³⁰⁾」との指摘に代表されるように、台湾人は非政治的民族で非合法運動、具体的には爆弾テロや武装闘争、共産主義運動への参加は少数に過ぎないとの認識は多くの領事の間で共有されていた。確かに学校紛争或いは「危険思想」の発生は22年年次報告から、労働・小作争議は26年頃から紹介されてはいるが、運動の大半は台湾独立を求めるものでなく差別待遇打破を目的としており、何らかの「交渉」で解決可能な案件でもあった。そして年次報告によればこれらの運動も29年頃には目立たなくなるのである。

またこれとは別に興味深い問題として、台湾人の諸運動と中国大陸の関係

についての記事である。年次報告をみると20年代後半になり中国大陸で台湾人運動家が検挙された(28、29年)事実が散発的に紹介されているが³¹⁾、全体として「台湾における諸問題は、中国南部の動向 国民党の「北伐」をさすより台湾内部の問題に起因する」とパトラーがいうように³²⁾、表面上中国大陸と台湾の関係は希薄であり大陸の動向が台湾に影響を与えることは殆ど無い点が強調されている。加えて、台湾人は大陸の中国人より裕福であることが26年年次報告以降、指摘されるようになる³³⁾。

先住民 = 「理蕃」政策

台湾が朝鮮と大きく異なる特徴の一つとして先住民の存在があげられる。即ち、台湾には主に福建・広東からの移民で構成される中国系住民 = 台湾人とは別に先住民が暮らしていた。彼らはマレー・ポリネシア系に属するが、大まかな分類でも七部族からなりそれぞれが独自の文化、生活様式を有する。これら先住民に対し日本側は一括して「高砂族」と呼び、台湾人とは異なる統治 = 「理蕃」政策でもって臨んでいた³⁴⁾。

この先住民について、イギリス報告では「未開部族 (savage tribes)」又は「首狩り族」と呼び、ほぼ毎年年次報告で紹介している。それによると 1920、21年の段階では「彼らの多くは山に住み、一部は半ば文明化しつつあるが依然獐猛。日本の努力に拘わらず「法と秩序」の導入は遅れている」ゆえ「日本の台湾統治中、最も成功から程遠いのが未開部族問題」としている(台湾を訪問したエリオット大使も先住民地域は訪問できなかった³⁵⁾)。

それが20年代後半に入ると見解を大きく変える。即ち年次報告によると「数多くの部族が投降し未開部族征服事業は終結した(26年)³⁶⁾」とされ、「獐猛な未開部族を「文明化」し法を守る耕作民にする総督府の政策は着実に進んでいる(28、29年)³⁷⁾」という。勿論、先住民と当局の衝突が散発的に発生することも触れている(27、28年)³⁸⁾が、結局総督府による「文明化」の恩恵が先住民にも及ぶようになったと結論づけている(なお20年代の先住民に関

するアメリカ報告は断片的の記事を除き残されていない)。

[2] 後半 (1930年代前半)

霧社事件以降の先住民並びに台湾人の動向

1930年10月台湾中部の霧社において、マヘボ社モーナ・ルダオを中心とする先住民が一斉蜂起し日本人百人以上を殺害。これに対し総督府は台湾軍に出動要請し、更には日本に協力的な先住民をも動員することで徹底した報復を行うに至る。所謂霧社事件であり、1919年以降の台湾支配にとって最大の抗日武装闘争であった³⁹⁾。

この事件は、イギリス領事(オーベンス)にとって予想外の出来事であったと考えられるが、事件に関する報告を見る限り、事件そのものは大規模だが、日本の先住民政策そのものを揺るがす事態とは受け止めていない、というか「理蕃政策」それ自身は誤りでないとする立場から報告をしている。即ち年次報告その他報告で事件の推移を紹介するが、「未開部族問題は緩慢だが解決の方向に向かっていると信じられていたが、10月27日の虐殺は平穏な外見の下に全く把握していなかった怒り・不平を暴露することになった」が「未開部族の不满は労働を強いられたとか賃金未払いが関連しているように思われる(中略)当分今回のような蜂起が再発する可能性は殆ど無い(30年年次報告)⁴⁰⁾」とする。そして年次報告では32年以降になると「未開部族の反応を知ることは困難だが(中略)未開部族は完全に飼い慣らされている(32年)⁴¹⁾」。「法と秩序は辺鄙な首狩り族地域にも行き渡り(34年)⁴²⁾」「一部部族は依然危険で当局も手をつけられないが(中略)総督府の統制は適度に上手くいっていると考えられる(35年)⁴³⁾」と以前の良好な状態に戻ったと判断するに至っている。なおアメリカ(リード)は霧社事件直後から1年間のみ先住民に関する報告を作成し、台湾民衆党と霧社事件の関わりにも注目しているが、特に目新しい情報はない(なお英米とも鎮圧にガス弾を用いたらしいこと、好戦的な首狩り族の問題に触れている)⁴⁴⁾。

次に台湾人の動向であるが、年次報告では30年代前半も散発的に抗日・共産主義運動摘発があるものの目立った「社会不安」は発生していないとしている⁴⁵⁾。「台湾議会」については、度重なる日本当局の拒絶や運動内部の分裂により運動としての体を成さなくなり、自治連盟を結成した穏健派が本国憲法の枠内での参政権獲得を目指すに過ぎなくなったとみる⁴⁶⁾。尤も、台湾人の日本支配に対する不満が解消した訳でもないというが、この点 33年年次報告で台湾人の不満について次のように指摘する。「台湾人の持つ不満は政治的無権利より教育上の不利にある。そして政治についていえば、台湾人で日本の支配喜んで服従するには程遠いが からの独立を勝ち取ろうとの願いを抱く者は殆どない⁴⁷⁾」。(なお教育問題について付言すると、年次報告では以前と同様、設備不足ゆえ台湾人就学率は1935年で 37%と依然伸び悩み、故に多くの台湾人は依然古い中国の慣習を維持していることを紹介している⁴⁸⁾)。

また台湾人の諸運動と中国大陆との関係について、年次報告では「台湾海峡を突き抜けたナショナルスピリッツの目覚め(30年)」を指摘することもあるが⁴⁹⁾、依然として大陸の台湾人活動家の動向といった断片的な事実の紹介が中心であり⁵⁰⁾、1931年発生した満州事変とその影響も含めた両者の関係についての言及も殆どない。アメリカ報告(ケッチャム)も第1次上海事変直後の台湾滞在中国人の動向や台湾海峡の軍事的緊張を紹介するが事変と台湾人の運動との関係は何も述べていない⁵¹⁾。一方で台湾と大陸、さらに南方との経済交流に関する記事は徐々に目につくようになる。この点イギリス34年報告では「特に福建は台湾と近接し中国人台湾人の往来は頻繁である。当局はこれらの往来に政治的動機があることを疑ったが、実際は通商上の利益によるものだった⁵²⁾」と紹介している。この問題についてはアメリカ領事モリードが30年末に報告書「台湾と南洋」、35年マネイが台湾総督府の南方への経済的進出計画に関する報告を作成している⁵³⁾。

支配者側の動向 台湾総督府と台湾軍

領事が問題にしたのは寧ろ支配者側の動向であった。まずは前に触れた総督交代について。この時期の総督は本国の政党政治の動向に加え、霧社事件の衝撃もあり益々頻繁に交代するようになるが、この件についてイギリス・オーベンスは「台湾は総督府の統治の失敗や怠慢の為でなく、日本の政党政治の「乱れ」の生け贄の為、総督交代に直面している。このような高官交代は（世界恐慌の影響で経済不況にある）日本帝国の繁栄にとって最も高度な重要性をもつ植民地にとり重大な不幸としか考えられない（30年）⁵⁴⁾」とし、アメリカ報告（32年）も頻繁な総督交代が台湾支配の安定性と効率性を阻害しているとの見解を示している⁵⁵⁾。しかし「多くが以前の武官総督を残念ながら思い出しているとはいえ、以前のシステムへの復帰は時代に逆行する（31年年次報告）⁵⁶⁾」との見解が示すように、以前の武官総督にも批判的であり、また総督の問題も主に日本本国の政党政治の弊害を非難するものであった。

しかるに、1932年 結果として最後の文官総督となる中川健蔵が総督に就任し、以降4年間総督に留まって統治にあたり領事の見解も大きく変わる。即ち、総督就任直後の32年年次報告では頻繁な総督交代の一例と見做されたためか「（中川は）台湾の未解決問題に対し独自の政策をもっている訳でない⁵⁷⁾」と冷やかかであったが、総督に長く留まるに従い、台湾に政治的権利を求める運動に理解を示しレベルな「地方自治」を導入しようとする姿勢（33～35年報告）など、20年代前半の田総督以来の高い評価を受けるに至る（総督辞任時の36年年次報告では「中川は数年にわたって台湾を支配してきた最良の総督と考えられる」としている⁵⁸⁾）。

このような高い評価の背景として、そもそも文官総督による統治に好意的であったこと、またイギリス領事の理解では台湾の経済状況が32年に不況から脱し34年からは「空前の繁栄」を迎えたことへの好感もあるが⁵⁹⁾、加えて台湾における軍（台湾軍）の問題も影響しているように思われる。即ち30年代に入ると台湾において軍の動きが急に脚光を浴び、結果文官総督を戴く総督

府とも微妙な関係になったのである⁶⁰⁾。

領事報告において、台湾軍の動向が大きく取り上げられるようになったのは1933年からであり、これは「大アジア主義者」として有名な松井石根の台湾軍司令官就任とその後の活動による所が大きい(尤も松井個人についての報告は、在任僅か1年ゆえ旺盛な活動のみの紹介である⁶¹⁾) が、それ以上に日本当局が政治的、通商的、地理的に台湾の持つ重要性、即ち「南方」或いは中国南部への膨張の際の通過点であり天然資源の宝庫に注目したからとイギリス・オーベンスは指摘している⁶²⁾。

然るに領事報告では、台頭した台湾軍が総督府の施策に楯突くことで総督府、特に中川総督と対立関係に陥ったとみる。具体的には(1)「地方自治」導入問題、(2)「スパイ問題」への対応、(3)南方進出の方法についての対立があげられ、特に(1)は「地方自治」導入に積極的な総督とそれに反対する軍(33年報告以降⁶³⁾) 　ただし35年実現の「地方自治」についてはイギリス報告のみの事実紹介中心である、(2)は35年になって外国船舶の台湾非開港立寄りを「スパイ」(オランダ・ジュノー号事件が最も有名)として強硬措置を要求する軍と穏便な処置を志向する総督府(35年報告⁶⁴⁾) 　なお「スパイ」問題は以降も「スパイ・フィーバー」として頻発し、排外気運を煽る役割を果たす　という対立であった。

これらに関するイギリス報告は何れも総督府、特に中川総督を擁護し、台湾軍を「馬鹿げたでっち上げのスパイ摘発は(中略)国際利益の打撃といった不幸な効果しかない。この件に関し文民行政に罪はなく、誤りは島内の人気を開拓しようとする軍当局にある(35年)⁶⁵⁾」と批判している。なおスパイ問題については、アメリカの場合も、34年5月台湾人が基隆の地図を領事に売ろうとした事件を機に新聞報道では領事もスパイ容疑がかけられた。これに対し報告(マネイ)では、台湾の新聞は反外国的であり報道は誤報だと非難する一方、総督府高官は真相を理解してくれたと評価している。以降、アメリカ領事は「スパイマニア」=スパイ問題に神経を尖らせ、軍とその支持

者への警戒を強めることになる⁶⁶⁾。

以上のような総督府と台湾軍の対立という図式が、どこまでリアルな認識であったかは正直よく分からないが、支配層を一枚岩とは見ない発想があることは確かであり、また基本的に軍の政治進出に嫌悪感をもつ領事の姿勢を反映したものであるといえよう。そしてこのような領事のスタンスは、再び武官が総督となる30年代後半以降の台湾支配を見る目にも影響を与えることになるのであった。

さりながら、様々な問題点はあるにせよ30年代前半迄の日本の台湾支配への英米の評価が非常に高いことに変化はなかった。この点、35年イギリス年次報告（アーチャー）は次のように日本の四十年の台湾支配を総括している。

「（日本領有）当初の台湾の状況は原始的で秩序は危ういものであったが、今日世界に例を見ないような平和的進歩の手本である」「勿論これらの状況は誇張があり台湾には潜在的に溜まった不平が存在する」「不平を調べるのは困難だが主要な不平は経済に関するもののように思われる（中略）しかしこのような不平も自分自身の状況と海峡を隔てた同国人のそれと比べると萎んでしまう。概してここ二年の空前の繁栄が政治的扇動家の活動を困難にし、不平もヨーロッパの植民地に比べ小さいと結論づけることができる⁶⁷⁾」。

3．後期武官総督期・「皇民化政策」（1936～41年）の報告

1936年9月中川総督は辞任し後任に海軍予備役の小林躋造が就任、ここに武官総督が復活した。この総督交代については諸説　アメリカ報告は永田拓相が「南進」推進のため文官である中川総督に辞職を迫ったとし⁶⁸⁾、イギリス報告では中川は「地方自治」やスパイ問題への対応等、台湾における「自由主義除去」を遅らせていると思われ、軍の攻撃を受けたとする⁶⁹⁾　あるが、何れにせよ英米にとって歓迎できる事態ではなかった。事実、30年代後

半は排外気運がこれまでにない高まりをみせ、また武官総督復活直後に勃発した日中戦争を契機に、台湾は、朝鮮と同様、所謂「皇民化政策」や戦時動員体制が急速に推進されるようになる。

さて武官総督による変化を予見したのか、36年イギリス年次報告は「1936年は台湾の歴史にとって分岐点になるようであり」「植民地行政の変化による「昭和維新」の進行や「南進政策」の実行が明らかになってきた」と述べ、その理由として日本当局、特に軍とその支持者が抱く従来の台湾統治への不満
例えば遅々として進まぬ民族的「同化」や、南方＝欧米植民地への「進出」をめざす日本帝国にとっての台湾の位置づけの変化について言及している⁷⁰⁾(なお形式的な問題であるが、イギリス年次報告はこの年以降これまでの構成を大きく変えて作成されるようになる)。

以下、この時期の領事報告において大きなウェートを占めている排外主義の高揚並びに「皇民化政策」・戦時動員体制についての領事報告を見ていくことにする。なお、台湾人の諸運動や先住民の動向について付言しておく、この時期の年次報告やその他領事報告において、台湾人の諸運動や先住民の動向に関する記事は殆ど姿を消している。その背景として、当局の統制が徹底されたことが大きいといえるが、加えて日中戦争開始で台湾人の運動や先住民に関する情報が英米領事の所に入らなくなったことも大きいように思われる⁷¹⁾。以降、台湾人・先住民は専ら戦時体制の動員対象として登場する。

[1] 排外主義の高まり・英米人の台湾撤退

前章で30年代の半ばになって「スパイ問題」が発生したことは簡単に触れたが、1936年以降になると、様々な場面で日本当局との摩擦・対立に遭遇することになり、結果1940年英米人は台湾からの撤退を余儀なくされる。ただし英米両国とも「一直線に」日本当局の関係が悪化した訳でもなかった。

まず「スパイ問題」は、既に35年報告で外国船舶の台湾立寄りに関する事件を取り上げたが、36年にはイギリス船舶が直接「問題」に巻き込まれる事

態になる。即ち10月基隆に寄港したイギリス軍船がスパイ容疑で検挙され、乗組員が警察の暴行を受けたというもので「基隆事件」といわれる。この事件に対しイギリス領事（アーチャー）は勿論、本国のイーデン外相も事実確認と乗組員の待遇への抗議、責任者の処罰要求を台湾総督府並びに日本政府に行っており、事件そのものは翌年4月に暴力をふるった警官を懲戒処分とすること等で一応の解決をみた⁷²⁾。しかし、不可抗力による外国船舶の台湾の非開放港立寄りや台湾海峡通過について合意が得られた訳でなく、以降も毎年この種の事件が発生する⁷³⁾。また海上だけでなく陸上でも外国人は各種制約を受けることが英米両国共、報告で紹介している⁷⁴⁾。

それでも基隆事件解決により一時は友好関係が戻ったのだが、日中戦争勃発により再び反外国感情が噴出する。というのもイギリス報告では「日本の侵略に対する厳しい反応ゆえ必然的に反外国感情が発生し」「反外国扇動は深刻なスパイ・フィーバーの再生を齎し、外国人は山登りすらあらぬ疑いを招くことになる」。そして「この傾向は反英国感情に向いて」おり、イギリス船舶の台湾寄港、在留英国人に対し「英国嫌いの大手新聞『台湾日々新報』による事実の曲解、中傷がでっちあげられるようになった（37年）⁷⁵⁾」。このような「排英」は、翌年には「些細な事件をこれ以上誇張できなくなったこともあって幾分改善された⁷⁶⁾」が、39年には「天津のトラブルを機に、排英キャンペーンは、排英集会開催や領事館や台湾に利権を持つ英国人への抗議活動等により特に7月から8月にかけて台湾全土で危険な程度に発展した（39年）⁷⁷⁾」と報告しており、徐々に台湾における英国人の活動は困難になったとする。

以上の報告から、反外国といっても事実上排英運動であった ドイツ・イタリアといった「友好国」、それにアメリカに対しても「スパイ問題」を除き目立った組織的排斥は起きていない ことを年次報告は強調している。なおこの運動は日本本国における二度の排英運動とも一致するものであった。

また宣教師への圧迫も「排英」の一つと見られた。宣教師問題はキリスト教系学校での神社参拝強制 「皇民化政策」の一例でもある を契機と

し、年次報告では34年台南長老派系中学の紛争を紹介している⁷⁸⁾(なおこれ以前の年次報告における宣教師関連記事は25年のみであり⁷⁹⁾、この点宣教師の動向及び当局との関係についての記事をほぼ毎年紹介した朝鮮とは異なる)が、36年以降からは毎年キリスト教系学校の動向を中心とした宣教師関連記事を書き載せるようになる。その内容は神社参拝を巡る当局と宣教師或いは学校内外の対立から、やがては当局の圧力により学校経営や病院その他の諸活動から外国人宣教師の関与が排除される過程を追跡したものである。年次報告では当初この問題を「教育」の項目で紹介していたが、37年以降「反英国運動」の項目に報告を移し排英運動の一環として見るようになる。そして特に教育現場における宣教師への圧迫は、「皇民化政策」と関連があるためか、報告では「一直線に」厳しくなったとしている⁸⁰⁾。

結局、繰り返しになるが1940年殆ど全ての英米人が台湾から撤収することになる。40年年次報告では、アメリカ関係について領事館日本人職員(松尾忠平)⁸¹⁾やヨット操縦者検拳といった当局との本格的衝突が初めて紹介されており「主要な敵意はイギリスよりもむしろアメリカに向けられてきている」と指摘する⁸²⁾。しかし外国人排斥の定着ゆえ、最早イギリスが台湾で活動する余地はないとしている⁸³⁾。

[2] 皇民化政策・戦時動員体制

日中戦争が勃発すると台湾は中国侵略さらには「南方」進出のための前線基地として益々重視され、結果台湾でも戦時体制が急激に構築される。また台湾人を戦争に動員するためにも日本への忠誠心を植え付け「日本化」する必要があるとして所謂「皇民化政策」も遂行された。

イギリス年次報告では、武官総督と日中戦争開始によって「同化」と戦時体制 なお報告では「皇民化」という言葉は用いていない が強化されたとし、具体的施策として日本語習得や天皇への忠誠を徹底させる教育強化、新聞の漢文欄廃止や中国の古い慣習排斥、「国家宗教」としての神社造営並び

に参拝強要、「国民精神」鼓舞、自発的国防献金、台湾各地の軍事基地化、台湾人労働者の大陸派遣、中国南部への活動の活発化等を挙げている。

その上で報告はこの時期の台湾における同化政策（並びに戦時動員）の背景や特徴について各年年次報告でとりとめなく言及しているので、ここで簡単に整理することにしたい⁸⁴⁾。

まず再三触れていることだが、同化政策強化は日中戦争開始を契機に台湾人を戦争に動員することが目的であり、そのために従来の漸進的な「同化」でなく急進的に「同化」を進める必要があったとする。さりながら、日中戦争開始で「同化」を強化したのは今一つ重要な背景があるという。即ち、台湾人は中国人であるという事実であり「台湾人の大半が海を隔てた親戚の苦しみを我慢しようとするのが直ぐに明らかになった」。故に当局は「(日本人としての)「国民精神」鼓舞と(中国政府への)情報漏洩防止のため台湾人に心から日本に忠誠であるかどうか」を試すようになったとし、これにこの時期の日本の国家主義が重なることで「同化」は台湾人にとって抑圧的なものになったとみる。

では次に「同化」に対し台湾人の対応はどうであったか。この問いに対しては「公式には台湾人の意見は同じものばかり」であり、日本側も「一方の側面のみ」しか伝えないのではっきりしたことは解らないとしつつも、「国家主義的教育を受けた若い世代は日本の勢力拡大で有利な地位が得られることもあり日本側に立っている」のに対し、「高年層並びに教育を受けていない層は(積極的に抵抗はしないが)日本に反対である」。故に「日本の政策が成功するかどうかは若い世代の親日感情を維持できるかにかかっている」とする。加えて台湾経済の安定も「同化」、戦時動員成功に欠かせないとする。「繁栄が続き発展していた限りではこの政策は厄介なものではない」からである。この点領事報告では、台湾は34年以來「ヨーロッパの目から見ても十分物質的繁栄を謳歌」しているため、「現在の体制が台湾人の知る限り最良である。台湾は決して中国に統合された地域でない。個々の政治的態度は当座の経済

的条件により決まる」状況となっていた。

しかし、この状況は1939、40年になって崩壊したと報告はいう。即ち「物不足により経済は急激に悪化し、これに付随して上からの統制や台湾人への「同化」もスピードアップが熱狂的に試みられる。また台湾人の性格がなかなか「直らない」ことへの警察の不満も増大し様々な抑圧が台湾人に向けられる」。こうして「一方で経済的混乱、他方で野蛮な行為」が増加し、「同化」は抑圧そのものになったと1940年年次報告は総括している⁸⁵⁾。

一方、アメリカでは1939年11月エマーソンが「皇民化」又は台湾人の日本化」と題する長大な報告書を作成している。

エマーソンは、「皇民化」は日本と中国の敵対によって生じるかもしれない台湾人の親中感情の機先を制するだけでなく、日本にとって(中国占領等)将来の課題を含めた計画とみなされるゆえ、「皇民化」は台湾だけの問題ではないと指摘し、以下「皇民化」政策進展の具体例として、1935年の「地方自治」の概要(政治参加における同化は進んでいないとする)、日本語使用率・教育制度の推移、中国・台湾の伝統的慣習や宗教排斥の動き、先住民の「日本化」について検討している。そして結論として、(1)日本への台湾人の積極的抵抗は台湾人の受動的態度もあってありそうにない。(2)日本の諸政策は台湾人の宗教的・社会的生活の刷新という点では少なくとも表面的には成果を上げているといえるが、台湾人が心から「日本化」を受容しているかどうかは別問題である(イギリス報告と同様、若い世代は比較的受容しているとする)。(3)台湾人は様々な差別のため依然として責任ある地位につくことが困難であるが、(日本の中国侵略進行で)自分達が持つ「特別な能力」ゆえ中国における日本人の建設活動に参加する機会が増したことに気づいている。(4)結局、台湾人は日本の統治に心服している訳ではなく、かつ抑圧的だが、日本人にとって台湾は理想の統治と見なされており、はじめに触れたように台湾支配をみることで中国における日本の行動の推移をも知ることもできよう⁸⁶⁾。(なお、この報告については、アメリカ国務省内でも日本

の中国その他における占領政策を探る上での参考資料として活用されたようであり、本国官庁役人が閲覧した跡も残されている。

以上のように、この時期の「同化」は、戦争に動員すべく台湾人を「日本化」することを目標とし、それが当時の日本の中心思潮と目された国家主義と結びつくことで、上からの強引な押し付けといった抑圧的性格が強くていと英米領事は解したといえよう。

さて最後に興味深い事実として久々の武官総督となった小林躋造へのイギリスの評価を見てみることにしたい。小林が総督を辞任した40年年次報告は次のように述べている。

「(小林が総督だった)この時期に台湾は繁栄の絶頂から深刻な経済困難に陥った。しかしこの責任を小林に求めるのは公正でない。原因は植民地統治の問題というより日本本国の軍事外交政策にある。小林は、朝鮮における偉大な斎藤子爵(1920年代の朝鮮で「文化政治」を進めた朝鮮総督斎藤実のことをさす 引用者)を手本にした教化政策を目的に台湾に赴任した。彼の失敗は主として彼の統制外からの圧迫や無能で価値のない手先に頼ったからである⁸⁷⁾」。

この報告を作成したのは1935年以来領事であったアーチャーであるが、彼は基隆事件の際に小林総督と直接面談しており個人的に総督に好印象をもっていたが⁸⁸⁾、40年段階においてもその印象に変化はなかったといえる。この点、南次郎朝鮮総督に対するイギリス領事(フィップス)の評価とはまさに対照的であった⁸⁹⁾。

4. 太平洋戦争勃発後(1942~45年)の報告

1941年12月太平洋戦争が勃発し、名実共に日本の交戦国となった英米両国は、当然日本にあった全外交施設を閉鎖せざるをえなくなり、ここに領事館

による植民地支配に関する報告は終止符を打つ。故に以降の日本の台湾支配に関する報告は本国（米国国務省、英国外務省）官庁によるものが主となる。

ところで朝鮮の場合、日本からの分離独立を求める民族主義勢力が、特にアメリカに多く存在しアメリカ政府に対し朝鮮独立を度々要請していたが、台湾の場合、朝鮮に類するような広範かつ強力な「圧力団体」はなく、台湾人の政治運動は英米両国に日本支配下の台湾人が何を望んでいるかを周知させようとする活動をあまりやっていた（他方、大陸の中国政府は失った領土の一つとして台湾復帰を要求していた）。

しかるに、1943年11月発表のカイロ宣言により台湾は「日本国が清国人から盗取した全ての地域」の一つとして中華民国に帰属することが決定されたのである。ここでは勿論、台湾の中国帰属をめぐる列強並びに各国内の「動向」を追うのが目的でなく⁹⁰、太平洋戦争中に英米が作成した日本支配下の台湾に関する外交報告を検討することで、この時期の日本の台湾支配への「イメージ」と戦後構想における台湾の位置付けを探っていくことにしたい。

[1] カイロ宣言以前（～1943年11月）

太平洋戦争勃発から僅か2カ月後にあたる1942年2月アメリカ国務省は台湾に関する二本の報告を作成・提出させている。文書を作成したのは前半が元ソウル領事（1933～36年）で国務省きっての「朝鮮通」として知られたラングドン　なお彼は全く同時期に朝鮮独立運動に関する報告を纏めているであり、後半は前章で登場した元台湾領事エマーソンであった。

まずラングドン報告は、文字どおり前近代も含めた「台湾の歴史」であるが、第1章で触れたように、台湾はアメリカにとって縁遠い存在であり、アメリカも台湾で重要な役割を果たしたことはないとの事実を踏まえつつも、アメリカの太平洋・中国政策の上で、また極東地域の安定のためにも台湾が重要な役割を担うであろう点を強調し、そのためにも過去の歴史の中でアメリカが台湾に対してどのような行動を取ってきたかを検証すべきであると

て、初代台湾領事ダビッドソンの著作にも拠りつつペリー艦隊の台湾調査以来のアメリカの行動を中心に紹介している⁹¹⁾。

一方、エマーソン報告は、現在の台湾の状況について人口統計といった基本データや台湾人・先住民の特徴紹介も行っているが、基本的に前章で検討した「皇民化」報告を下敷きに作成されたようである。即ち、結論は(1)近年の日本帝国膨張にとって台湾は戦略的、経済的に重要な役割を果たしている。(2)日本は台湾から古い中国の慣習を排除し「日本化」を進めた。(3)日本は台湾を植民地統治の良きモデル＝「楽園」として高く評価するが、日本の支配を「成功」と見るのはあくまでも日本の立場からの評価である。(4)実際台湾人は劣等民族の扱いであり、また特に日中戦争勃発後、経済的には日本の利益のために搾取され、警察による統制も年々強化されている。(5)しかし一方で台湾人が日本への反抗を積極的に起こすことは想定できないし、朝鮮と異なり台湾では「独立」運動は存在しない。故に台湾は「独立」よりも中国に「復帰」させる方が賢明と考えられる。(6)(中国復帰後はラングドンもいうように)台湾はアメリカにとって戦略上重要な地であるゆえ、中国に主権を移した上で何らかの「権利」をアメリカも得ることが得策としている⁹²⁾。

以上、ラングドン・エマーソン両報告は、来るべき戦後を睨んだアメリカの戦後極東構想を強く念頭に置きつつ、台湾が戦後アメリカにとって戦略上重要であることを強調した内容であるが、エマーソン報告における日本の支配の評価は従来いわれた内容の繰り返しであったといえる。ただ、この時点で早くも台湾の中国帰属を結論としている点は注目すべきであろう。なおこの時期イギリスの日本の台湾支配に関する纏まった報告は、管見の限り、残されていない。

[2] カイロ宣言以降 (1943年11月～)

1943年11月のカイロ宣言で台湾の中華民国帰属が決められたが、それ以降

英米両国ともに日本支配下の台湾に関する報告を幾つか作成している。

まずイギリスについてみると1944年4月イギリス外務省調査部（Research Department）が「台湾に関する報告」⁹³⁾ なお外務省調査部は、朝鮮については歴史・統治・経済・民族運動といった分野別に計六本の報告を同時期に作成している⁹⁴⁾ を纏めており、翌年3月には「台湾 経済調査」と題する報告を作成している⁹⁴⁾。内容は後者は当然経済中心であるが、前者も日本支配下の台湾の状況を経済中心に分析したものであり、両者に大きな差異は認められない。両報告とも日本の支配について簡単な紹介を行っているが、「日本の台湾支配は日本の他の植民地・支配地と同様、家父長的で、苛酷で、日本の利害に関することにはあからさまである（44年）」、「日本人と台湾人は主人と召し使いの関係である（中略）台湾統治の主要目標は日本の帝国政策を実行することにある（中略）この目的と目的のための手段も文明化した西洋の賛意が得られるよう意図されたものでなく、台湾人は辛い「日本化」の過程を歩まされる。統治は決して寛容でなくしばしば残忍であり説得よりも暴力が用いられる。政治的抑圧は極めて厳格である（45年）」と朝鮮のそれを想起させるような厳しい評価を下している（ちなみに44年報告は、武官総督の大半は海軍出身とするなど明らかな事実誤認も散見される）。

このような戦時中のイギリス報告における日本支配への厳しい評価は、前述の30年代末の「抑圧政策」への支配の有り様の変化を踏まえたものといえるが、加えて太平洋戦争前の領事報告は主として日本側の目線からみた台湾支配であるのに対し、戦争勃発後の報告は同じ問題を戦後構想の対象として自らも関与するかもしれない台湾側から眺めようとするといった視点の変化によるものもあるように思われる。なお44年報告は台湾の将来について、国の台湾獲得はこれまでの日本の中国侵略の根を絶ち、中国にとって戦略的・経済的利益を齎すであろうと述べ、この点日本の台湾支配の「良き遺産」といえる経済的発展・物質的利益の供与を強調している。

一方、アメリカ国務省では1945年6月に戦後対日占領政策で活躍するボー

トン（H. Borton）や20年代前半に短期間ながら台湾領事をつとめたドゥーマンらが「台湾」と題する報告を『国務省公報』にのせているが⁹⁵、この報告では、日本の支配は大雑把な制度説明中心であり突っ込んで紹介されていない（支配に対する評価も言及されていない）。寧ろ、この報告の興味深い特徴として台湾の中国復帰に伴う問題の指摘が挙げられる。即ち「台湾は遥かに生産力のある地域であり、台湾人の生活水準は台湾に隣接する大陸のそれよりも高い。台湾の人々は日本人や中国人よりもインフレーションに苦しめられていない」。故に「台湾の中国経済への再結合により生じるであろう問題を解決するには忍耐と今後の展望をたてることが必要」という。

日本の支配による台湾と大陸間の経済格差については、既に20年代後半から領事報告でも台湾人の日本の支配への反発を緩和する要因として指摘されていたが、この報告での指摘は台湾をより「貧しい」中国が吸収することへの幾何かの懸念を示したものといえる。事実、戦争中アメリカ政府内の「台湾通」の中には、日本支配以降生じた台湾と大陸の「格差」ゆえ、「近代化」が進んだ台湾を「後進国」中国の支配下に置くことに反対し、最終的帰属の決定前に台湾は一定期間「信託統治」下に置くべきとする意見もあったのである⁹⁶。国務省報告では「しかし中国人は、ナショナリズムの急激な高揚、教育の急激な普及、また中国で将来期待できる経済発展によって、これらの問題を解決することができるであろう」と楽観的な見通しを立てているが、実際には大陸と台湾との「格差」が一因ともなって、戦後「二・二八事件」（1947年）という悲劇が発生することになるのであった⁹⁷。

おわりに

台湾駐在の英米外交官から見た日本の台湾支配について、大雑把に整理すれば、1920年代から30年代前半にかけての文官総督「内地延長主義」期は一応好意的、逆に30年代後半以降の後期武官総督「皇民化政策」期は厳しい評

価であり、戦時中の報告は30年代末の統治の有り様の変化と戦後構想も睨みつつ纏めたものといえる（なお英米両国間において日本の台湾支配に関する評価が顕著に異なる箇所は、朝鮮同様、認められなかった⁹⁶⁾）。故に台湾支配についての全体の大まかな評価は、朝鮮支配のそれとほぼ同じといえるが、細部において幾らか相違が見られるのもまた事実である。

例えば、はじめに触れた「同化」について、朝鮮の報告では30年代後半に専ら否定的概念として「同化」なる言葉を用いたのに対し、台湾では肯定・否定両方の意味を持つ言葉として「同化」を用いている。これは前述のように、20年代の「改革」が朝鮮は「懐柔策」とされたのに対し、台湾の場合本国法の延長適用といった法制度上の「同化」が優先され、また「文明化」への道程と理解されたためであるが、さらに言えば、結局「同化」を推進する「背景」――即ち、領事報告の表現を借りると「進歩的」で「リベラル」な20年代と「抑圧的」で「国家主義的」な30年代後半以降――の相違が領事の日本の「同化」或いは支配そのものに対する評価を左右したといえよう。

さて、英米領事が日本の台湾支配について「最大公約数的に」強調したのは「統治の安定性」であり、「法と秩序の普及」「経済的繁栄」「台湾人のナショナリズムの希薄さ」が安定を支える条件として挙げられている。

そして、「統治の安定」が定着することによって台湾と中国大陸間の「格差」が発生・拡大し、台湾人の抗日意識は更に鈍るようになるが、一方「統治の安定」を阻害する役割を果たしたのは（台湾人の抵抗でなく）外ならぬ日本本国の政治勢力――具体的には20年代後半の政党内閣、30年代半ば以降の軍部とその支持者――であり、特に後者は中国との長期戦争を進めることで総督府の統治を歪め、台湾支配の安定を掘り崩す結果を招いたとしている。

なお、領事報告では日本の動向が前面に出、台湾人並びに中国のそれが後景に引っ込むような印象を与えるのは、「事実そうであるから」ともいえるが、英米を問わず台湾駐在領事のほぼ全員が日本領事経験者並びに日本語研修外交官で占められていたことも影響したように思われる。つまり彼ら領事は日

本については一定の見識を持っているが、中国、更にはいえば台湾人についてはかなり怪しいのであり（例えば、日本支配初期における台湾人の抗日武装闘争を踏まえた上で台湾人＝非政治的民族と定義したのかどうかは疑問である）その点「英米から見た台湾」というより「日本というフィルターを通して英米が見た台湾」と表題を修正する必要があるだろう。ただこうした「偏向」故に、台湾と大陸の「格差」をいち早く指摘したり、日本本国と台湾との関係により強い関心を持つことができたといえるかもしれない。

また、領事報告でいう台湾支配の「安定性」を朝鮮と比べると、とに
関しては朝鮮支配についてもある程度該当するが何れも台湾に及ばない。
に関しては 当然ながら 朝鮮は台湾と大きく様相を異にしていたとい
える。これに関し1921年台湾観光後の報告でエリオット大使は、台湾はむしろ
英国領東アフリカ（現ケニア）と比較すべきとした上で、朝鮮は老いた王
国だが宮廷・貴族階級、教養層がいたのに対し、台湾は北京政府への忠誠心
の無いバンコク、シンガポールの中国人コミュニティと類似した南中国の
居留地という日本の占領当時の状況の相違が朝鮮に比べ日本の台湾統治の相
対的成功を齎したとしているが⁹⁹、このエリオットの指摘の是非はともかく、
少なくとも領事らにとって、日本の台湾支配は朝鮮のそれに比べ、より欧米
植民地に類似した、言うならば「植民地らしい植民地」の支配であり、1930
年代半ば迄の過大ともいえる高い評価は、台湾統治の「安定」が植民地「文
明化」のあるべき姿の一つと見なされた結果であるということができよう¹⁰⁰。
（無論、日本の支配による「文明化」なるものが、被支配者である台湾人や先
住民にどういう意味を持ったかについては、全く別個に考察すべき問題であ
るが。）

注

- 1) 日本の植民地（台湾・朝鮮）支配に関する個別研究は、仮に第1次大戦以降に時期を限定したとしても膨大な量にのぼり、ここで列挙するのは到底不可能である。差し当たり、ここでは後に本文でも触れる欧米との比較の視点が強く出ているピーテ

- イー [浅野豊美訳] 『植民地』(読売新聞社、1996年)、R. Myers, M. R. Peattie (eds.), *The Japanese Colonial Empire, 1895-1945*, (Princeton, 1984) 並びに現段階における日本植民地史研究の集大成といえる『岩波講座 近代日本と植民地』全八巻(岩波書店、1992~93年)のみあげておく。
- 2) 拙稿「英米からみた日本の朝鮮支配 戦間期領事報告を中心に(一)(二・完)」(『立命館法学』第265・267号、1999~2000年)。なお、台湾領事の報告を使った先行研究は、管見の限りでは、G. H. Kerr, *Formosa Licensed Revolution and Home Rule Movement 1895-1945* (Honolulu, 1974) がアメリカ領事報告を一部用いているが、イギリス領事報告を検討対象とした先行研究は今の確認できていない。
 - 3) 前掲拙稿論文(一) 681~683頁参照。なお、「同化」「文明化」については山中速人「朝鮮同化政策と社会的同化・上」(『関西学院大学社会学部紀要』第45号、1982年)、山本有造「日本における植民地統治思想の展開」(『日本植民地経済史研究』名古屋大学出版会、1992年)、駒込武『植民地帝国日本の文化統合』(岩波書店、1996年)、木畑洋一「イギリスの帝国意識」(『大英帝国と帝国意識』ミネルヴァ書房、1998年)も参照。
 - 4) 史料について、イギリスの場合、1861年の領事館設置以来の台湾に関する様々な報告書を復刻した資料集 R. L. Jarman (ed.), *Taiwan: Political and Economic Reports 1861 - 1960* (Archive Editions, 1997) があり、このうち 第6巻、第7巻、第8巻が本稿の対象時期に当たる。以下、引用の際、を *Taiwan Report 1900 - 23*、*Taiwan Report 1924 - 41*、を *Taiwan Report 1945 - 49*、と略記する。また、未公刊史料としてイギリス外務省(F. O.)史料の内、外務省や内閣の部内用資料として印刷された機密外交文書集であるF. O. 410 Confidential Print: Japanや大使館外務省間の文書集F. O. 371 General Correspondence: Politicalがあり、以下それぞれF. O. 410、F. O. 371と略記。一方、アメリカは「國務省記録」デシマル・ファイル(R. G. 59)の内『日本の国内情勢に関する國務省文書Records of the U. S. Department of State relating to the Internal Affairs of Japan』中の台湾関係報告を用いる。1910 - 29年(*Internal Affairs of Taiwan 1910 - 1929*, Reel. と略記)、1930 - 39年(*Internal Affairs of Taiwan 1930 - 1939*, Reel. と略記)、1940 - 44年(*Internal Affairs of Taiwan 1940 - 1944*, Reel. と略記)。
 - 5) State Department Far Eastern Affairs (W. H. Langdon), "Formosa I Historical Sketch," February 17, 1942, 894A. 014/2. *Internal Affairs of Taiwan 1940 - 1944*, Reel. 20.
 - 6) 台湾キリスト教については、鄭兪玉「台湾のキリスト教」(呉利明・鄭兪玉・関庚培・土肥昭夫編著『アジア・キリスト教史』教文館、1981年)、森山昭郎「日本統治下台湾のキリスト教」(『東京女子大学比較文化研究所紀要』第53巻、1992年)を参照。
 - 7) *Taiwan Report 1924 - 41*, pp. 535-539.
 - 8) J. K. エマーソン [宮地健次郎訳] 『嵐の中の外交官』(朝日新聞社、1979年) 29頁。

- 9) 春山明哲「近代日本の植民地統治と原敬」(春山明哲・若林正丈『日本植民地主義の政治的展開1895 - 1934年』アジア政経学会、1980年)参照。
- 10) 拙稿前掲論文(一)、690 - 692頁。なお朴慶植『朝鮮三・一独立運動』(平凡社、1976年)、姜東鎮『日本の朝鮮支配政策史研究』(東京大学出版会、1979年)も参照。
- 11) Acting Consul, Tamsui (P. D. Butler) to Embassy, Tokyo (B. Alston), September 18, 1919, F. O. 410. 67 [151269]
- 12) *Taiwan Report 1900 - 23*, pp. 587.
- 13) *Ibid.*, p. 599.
- 14) *Ibid.*, p. 646.
- 15) *Ibid.*, p. 662.
- 16) Consul, Taihoku (H. B. Hitchcock) to Secretary of State, July 2, 1920, 894. 00/170, *Internal Affairs of Taiwan 1910 - 1929*, Reel. 1.
- 17) Consul in charge, Taihoku (E. H. Dooman) to Secretary of State, March 24, 1921, 894A. 01/Oug, *Internal Affairs of Taiwan 1910 - 1929*, Reel. 42. Consul, Taihoku (H. T. Goodier) to Secretary of State, November 27, 1922, 894. 01/2, *Internal Affairs of Taiwan 1910 - 1929*, Reel. 42.
- 18) Report by Consul in charge, Taihoku (E. H. Dooman) on Progress of Education in Taiwan, March 14, 1921, 894. 42/5, *Internal Affairs of Taiwan 1910 - 1929*, Reel. 21.
- 19) 拙稿前掲論文(二・完)、1082 - 1086頁。なおReport by Consul-General at Keijyo (Seoul) on Japanese Activities in Korea, F. O. 371/27992 [F6206/2007/23]も参照。
- 20) 岡本真希子「政党政治期における文官総督制」(『日本植民地研究』第10号、1998年)参照。
- 21) *Taiwan Report 1924 - 41*, pp. 3-4.
- 22) *Ibid.*, pp. 139 - 140 (1928), pp. 161 - 162 (1929).
- 23) Consul, Tamsui (P. D. Butler) to Embassy, Tokyo (J. Tilley), June 28, 1926, F. O. 410. 81 [F3878/3878/23]
- 24) *Taiwan Report 1900 - 23*, p. 646 (1922). *Taiwan Report 1924 - 41*, p. 129 (1927)
- 25) 許世皆『日本統治下の台湾』(東京大学出版会、1972年)、若林正丈『台湾抗日運動史研究<増補版>』(研文出版、2001年)など参照。
- 26) 台湾議会設置運動並びに文化協会、台湾民衆党については、*Taiwan Report 1900 - 23*, pp. 617 - 618 (1921), 646 (1922), 662 - 663 (1923). *Taiwan Report 1924 - 41*, pp. 4 (1924), 98 (1926), 126 - 127 (1927), 141 (1928), 162 - 163 (1929). 労働・小作争議については*Taiwan Report 1924 - 41*, pp. 98 - 99 (1926), 127 - 128 (1927), 141 - 142 (1928), 163 (1929).
- 27) Consul, Taihoku (H. T. Goodier) to Secretary of State, August 13, 1924, 894A. 01/8, August 19, 1924, 894A. 01/9, September 1, 1924, 894A. 001/2, November 1, 1924, 894A. 01/11, 以上4本とも*Internal Affairs of Taiwan 1910 - 1929*, Reel. 42.

- なお治警事件（治安警察法違反事件）は台湾文化協会・台湾議会設置請願関係者を治安警察法違反容疑で逮捕・起訴したが、裁判闘争（ちなみに弁護を担当したのは清瀬一郎）を通して、却って台湾議会設置運動側の要求の「正当性」が明らかになり、運動の徹底弾圧を狙った総督府側の目論みは事実上失敗した事件をさす。
- 28) Annual Report on Japan for the Year 1925, March 16, 1926, F. O. 371, 11707 [F1678/949/23], *Taiwan Report 1924 - 41*, pp. 47-55. なおティリー大使はデ・ブンセン領事の報告に基づき自分の報告は纏めたとしている。
- 29) Charge d'Affaires a. i, Tokyo (J. Caffery) to Secretary of State, July 18, 1924, 894A. 01/5, *Internal Affairs of Taiwan 1910 - 1929*, Reel. 42. なおグッディアーは台湾議会設置と台湾人の本国議会参加両方を認めるのが解決策とする。Consul, Taihoku (H. T. Goodier) to Secretary of State, August 19, 1924, 894A. 01/9, *Internal Affairs of Taiwan 1910 - 29*, Reel. 42.
- 30) Annual Report on Japan for the Year 1921, June 29, 1922, F. O. 371. 8052 [F2493/2493/23].
- 31) *Taiwan Report 1924 - 41*, pp. 141 (1928), 163 (1929). なお30年代を通して彼ら台湾人運動家が活動・逮捕されるのは上海・広東であって、台湾海峡を隔てて近接する福建ではなかったことは、もっと注目すべきであろう。
- 32) Consul, Tamsui (P. D. Butler) to Embassy, Tokyo (J. Tilley), June 28, 1926, F. O. 410. 81 [F3878/3878/23]
- 33) *Taiwan Report 1924 - 41*, pp. 97 - 98 (1926), 123 - 124 (1927)
- 34) 理蕃政策については差し当たり近藤正己「台湾総督府の「理蕃」体制と霧社事件」（『岩波講座 近代日本と植民地』第2巻 岩波書店、1992年）参照。なお台湾に住む先住民は厳密にいうと山岳地域に住む、日本名「高砂族」の他、山麓地域に住み漢人＝台湾人と雑居する日本名「平埔族」に属する2部族があり、合計9部族である。
- 35) *Taiwan Report 1900 - 23*, pp. 599, 603. なおエリオット大使の台湾訪問記録は*Ibid.* pp. 631 - 640. また『台湾時報』第21、22号（1921年4、5月）にエリオット大使の台湾訪問記録が載っている（基隆 台北 淡水 台南 高雄 阿里山 台中 角板山 [蕃童学校を視察] 台北 基隆、3/15～4/4）。
- 36) *Taiwan Report 1924 - 41*, p. 99
- 37) *Ibid.* pp. 139 (1928), 164 (1929)
- 38) *Ibid.* pp. 128 - 129 (1927), 139(1928)
- 39) 霧社事件については近藤正己、前掲論文の他に戴國輝編『台湾霧社事件 研究と資料』（社会思想社、1981年）。
- 40) *Ibid.* pp. 185, 187.
- 41) *Ibid.* p. 244.
- 42) *Ibid.* pp. 285 - 286.
- 43) *Ibid.* p. 317

- 44) Consul, Taihoku (W. Young) to Secretary of State, November 7, 1930, 894A. 4016/2, *Internal Affairs of Taiwan 1930 - 1939*, Reel. 32. はガス弾使用の噂を伝え、Consul, Taihoku (C. S. Reed II) to Secretary of State, February 24, 1931, 894A. 00/13, *Internal Affairs of Taiwan 1930 - 1939*, Reel. 31. は霧社事件への台湾民衆党の対応並びに同党の解散についての事実紹介。
- 45) *Ibid*, pp. 187 (1930), 213 - 214 (1931), 244 - 245 (1932), 284 - 285 (1933), 315 - 316 (1934).
- 46) *Ibid*, pp. 187 (1930), 213 (1931), 245 (1932), 284 - 285 (1933), 316 (1934).
- 47) *Taiwan Report 1924 - 41*, pp. 284 - 285. なお1931年報告では台湾人は事実上戦争状態下にある「大陸の親戚 (kinsman)」と比べ、法と秩序に守られ経済的繁栄を享受しているとし、これら状況が統治に対する不満を和らげているとする (*Ibid*, p. 212)。
- 48) *Ibid*, pp. 216 (1931), 245 - 246 (1932), 285 (1933), 317 (1934), 382 (1935).
- 49) *Ibid*, p. 186. なお47) で紹介した「大陸の親戚」という言葉は1934年にも出てくるが、特に目新しい情報はない。
- 50) *Ibid*, pp. 245 (1932), 315 - 316 (1934).
- 51) Consul, Taihoku (J. B. Ketcham) to Secretary of State, February 5, 1932, 894A. 00/18 *Internal Affairs of Taiwan 1930 - 1939*, Reel. 31.
- 52) *Taiwan Report 1924 - 41*, pp. 318 - 319.
- 53) Report by Consul, Taihoku (C. S. Reed II) on Taiwan and the South Seas, December 23, 1930, 894A. 50/8, *Internal Affairs of Taiwan 1930 - 1939*, Reel. 32. Consul, Taihoku (E. D. Maney) to Embassy, Tokyo (E. L. Neville), September 3, 1935, 894A. 52/7, *Internal Affairs of Taiwan 1930 - 1939*, Reel. 32
- 54) *Taiwan Report 1924 - 1941*, pp. 185 - 186. また翌年の年次報告では、総督交代に対する一般住民 (在留日本人ら) の批判や総督の任期制といった新しい制度の模索についても触れている (*Ibid*, pp. 211 - 212.) なお、岡本真希子、前掲論文も参照。
- 55) Consul, Taihoku (J. B. Ketcham) to Secretary of State, June 1, 1932, 894A. 001/10, *Internal Affairs of Taiwan 1930 - 1939*, Reel. 31.
- 56) *Taiwan Report 1924 - 41*, pp. 211 - 212.
- 57) *Ibid*, p. 244.
- 58) *Ibid*, pp. 284 (1933), 314 (1934), 378 - 379 (1935), 452 (1936). 台湾議会設置運動 (と、いうより、この時点では帝国憲法の枠内での参政権獲得、特に地方参政権を目指す自治連盟が主力と考えられるが) の参加者も中川総督の努力を「尊重」して「自治」と引き換えに請願運動の停止を決定したという (*Ibid*, p. 316.)
- 59) *Ibid*, pp. 248 (1932), 313 - 314 (1934)
- 60) ここで台湾軍について簡単な説明をしておく。台湾軍は文字どおり台湾駐留の日本軍だが、1919年「改革」による武官総督専任制廃止により台湾軍司令官が新設され、それ迄台湾総督が有していた軍事権を継承した。台湾総督と軍司令官の関係は台湾

では総督が「上」だが、いわば「双頭の鷲」のごとき関係であったとされる。

- 61) *Taiwan Report 1924 - 41*, p. 315. なお、アメリカ報告にも松井の活動が紹介されているが経歴が主である。Consul, Taihoku (J. B. Ketcham) to Secretary of State, August 25, 1933, 894A. 20/1, *Internal Affairs of Taiwan 1930 - 1939*, Reel. 32.
- 62) *Taiwan Report 1924 - 41*, pp. 283 - 285.
- 63) *Ibid.* pp. 284 (1933), 314 (1934), 378 - 379 (1935). 但し「地方自治」導入問題については、年次報告でも台湾軍の他に台湾の実業界・役人(1933年) 帝国議会における政友会並びに政友会系とされる平塚総務長官(1934年)も反対であったと紹介するように総督府対台湾軍という単純な話ではなかった。岡本真希子「1930年代における台湾地方選挙制度問題」(『日本史研究』452号、2000年)参照。なお地方自治制の概要に関する報告は、*Ibid.* pp. 380 - 382.
- 64) *Ibid.* pp. 384 - 388.
- 65) *Ibid.* p. 378.
- 66) Consul, Taihoku (J. B. Ketcham) to Ambassador, Tokyo (J. C. Grew), May 23, 1934, 894A. 20/2, 並びに、September 12, 1934, 894A. 20/3, Consul, Taihoku (E. S. Maney) to Secretary of State, July 29, 1936, 894A. 20/7, 何れも*Internal Affairs of Taiwan 1930 - 1939*, Reel. 32.
- 67) *Taiwan Report 1924 - 41*, p. 378.
- 68) Embassy, Tokyo (E. L. Neville) to Secretary of State, September 2, 1936, 894A. 001/11, *Internal Affairs of Taiwan 1930 - 1939*, Reel. 31.
- 69) *Taiwan Report 1924 - 41*, p. 452
- 70) *Ibid.* pp. 449 - 453.
- 71) 台湾人の運動については、*Ibid.* pp. 465 - 466 (1936), 611 (1938)。またConsul, Taihoku (E. S. Maney) to Charge d'Affaires ad interim (E. R. Dickover), October 23, 1936, 894A. 00/22, *Internal Affairs of Taiwan 1930 - 1939*, Reel. 31. Ambassador, Tokyo (J. C. Grew) to Secretary of State, September 16, 1940, 894A. 00/28, *Internal Affairs of Taiwan 1930 - 39*, Reel. 31. 先住民の不穏状況については、*Ibid.* pp. 469 (1936), 695 - 696 (1941) 参照。なお日中戦争開始以降は抗日運動関係の文書・史料が極端に少なくなることも付言しておく。
- 72) *Taiwan Report 1924 - 41*, pp. 458 - 462 (基隆事件については460 - 462)、520 (1937)。なおイーデン外相はF. O. 410. に収録されているだけで1936年11月16日以降合計12本の指示を東京大使館に出している。
- 73) *Ibid.* pp. 530 - 531 (1937), 615 - 617 (1938), 661 (1939), 678 - 679 (1940).
- 74) *Ibid.* pp. 458 - 460. Vice Consul, Taihoku (A. T. Rowe, Jr) to Secretary of State, August 19, 1937, 894A. 20/10, *Internal Affairs of Taiwan 1930 - 1939*, Reel. 32.
- 75) *Taiwan Report 1924 - 41*, pp. 529 - 531.
- 76) *Ibid.* pp. 615 - 618.
- 77) *Ibid.* pp. 661 - 662.

- 78) *Ibid.*, pp. 316 - 317. なお台南長老派系中学の事件については、駒込武「台湾長老教中学神社参拝問題」(『思想』905号、2000年9月)参照。
- 79) *Ibid.*, p. 61.
- 80) *Ibid.*, pp.468 (1936), 539 (1937), 617 - 618 (1938), 661 (1939), 677 (1940).
- 81) 松尾は1917年以来台湾駐在アメリカ領事館で15人もの上司(=領事)に仕えた庶務課長で「領事館のことなら何でも知っていた」が1940年5月「スパイ」として逮捕され9月に禁固3年の判決を受ける。1952年没。J. K. エマーソン、前掲書、35 - 36頁。
- 82) *Taiwan Report 1924 - 41*, pp. 679 - 680.
- 83) *Ibid.*, pp. 672, 677.
- 84) 「同化」に関する諸報告は、*Ibid.*, pp. 521 - 525 (1937), 609 - 615 (1938), 656 - 658, 662 - 663 (1939), 672 - 677 (1940).
- 85) *Ibid.*, pp. 672, 675 - 677.
- 86) Vice Consul, Taihoku (J. K. Emmerson), ““Kominka” or the Japanization of the People of Taiwan,” November 27, 1939, 894A. 00/27, *Internal Affairs of Taiwan 1930 - 1939*, Reel. 31. なおエマーソンの半年間の台湾での生活と交流(余談ながら、エマーソンはイギリス領事(おそらくアーチャー)について「堅物の外交儀礼にうるさい役人」と評している)については、エマーソン、前掲書、28 - 36頁。
- 87) *Taiwan Report 1924 - 41*, p. 680. なお小林(並びに小林の後任である長谷川清)は海軍出身であり、陸軍である台湾軍とは必ずしも共同歩調を取っていないと見られていたことも大きいかもしれない(ただし「南進」や南方・中国への進出・侵略についての日本側の言説の紹介を見る限り、英米領事は日本の陸海軍の立場の相違にはあまり気にしていないようでもある)。
- 88) 例えば、Embassy, Tokyo (R. Clive) to Foreign Office (Eden), October 17, 1936, F. O. 410/97. [F6996/6182/23] には小林との会談に関するアーチャーの報告、並びに書簡が載せられ、小林は最も礼儀正しく友好的な人物だとされている。
- 89) 前掲拙稿論文(二・完) 1082 - 1086頁。なおReport by Consul-General at Keijyo (Seoul) on Japanese Activities in Korea. F. O. 371/27992 [F6206/2007/23] 参照。
- 90) この問題については、差し当たりL. Gordon, *American Planning for Taiwan, 1942 - 1945*, *Pacific Historical Review*, 37-2 (1968) を、また太平洋戦争全体での英米中の戦後構想を巡る複雑な関係についてはクリストファー・ゾーン [市川洋一訳]『英米にとっての太平洋戦争』全二巻(草思社、1995年)を参照。
- 91) State Department Far Eastern Affairs (W. H. Langdon), “Formosa I Historical Sketch,” February 17, 1942, 894A. 014/2. *Internal Affairs of Taiwan 1940 - 1944*, Reel. 20. なおJ. W. Davidson, *Formosa Past and Present* (New York, 1903) 参照。また台湾の戦略的重要性を痛感したのは日本のアメリカ領フィリピン攻撃であったという。
- 92) State Department Far Eastern Affairs (J. K. Emmerson), “Formosa II,” February 17,

- 1942, 894A. 014/2. *Internal Affairs of Taiwan 1940 - 1944*, Reel. 20.
- 93) Foreign Office Research Department, "Report on Formosa," April 27, 1944, F. O. 371/41825 [F2044/2044/23]
- 94) Taiwan Report 1945 - 49, pp. 4 - 120. なおこのうち統治・行政に関する部分はpp. 1, 18 - 25.
- 95) H. Borton, E. H. Dooman and C. Coville, "Formosa," *Department of State Bulletin*, June 3, 1945, pp. 1018 - 1023.
- 96) G. H. Kerr, *Formosa betrayed* (New York, 1965) pp. 18 - 22. 日本の支配は台湾の「日本化」ではなく「産業化」を齎したともいう、カーの覚書について国務省は「帝国主義的」提案として却下している。なおカーは、台湾(台北)で英語教師をし(1937~40年)、そして戦時中は陸軍省・海軍省で「台湾通」として諜報活動に従事していた。
- 97) 「二・二八事件」は、「光復」以降、台湾に「進駐」した中国国民党政府の「圧政」への台湾人の不満を背景に、闇の煙草売りに対する取締りに端を発した台湾人民衆の暴動とそれに対する当局の弾圧事件(台湾人数万人が犠牲になったとされる)をさす。
- 98) 今回の小論では英米を一体視して紹介したが、これは日本の台湾支配について両国報告間に明確な評価の相違が見られないからである(強いて言えば、戦時中の英国外務省報告は戦前の領事報告やアメリカ諸報告より評価が厳しい)。ベルサイユ会議に代表されるように、戦間期の英米は植民地を巡り意見の相違があったが、日本の植民地支配に対する評価に相違が殆どないのは朝鮮・台湾という関心の乏しい地ゆえのことか、アジアにおけるワシントン体制の維持が優先されたためか、その辺は不明である。
- 99) *Taiwan Report 1900 - 23*, pp. 637 - 638.
- 100) この点、前の拙稿で紹介した日本の植民地支配に関し30年代後半の「皇民化・戦時体制」への「変化」についての二つの見解、即ち、「変化」は日本の植民地支配にとって「必然的帰結」なのか、それとも戦争激化に伴う「逸脱」なのか、のうち、台湾支配については、領事報告による限り、の見解の方が有力であったといえよう。